

## アジア好利回りリート・ファンド

### 第57期決算および分配金のお支払いについて



平素は「アジア好利回りリート・ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは第57期決算(2016年6月13日)において、分配金を引き下げることいたしましたので、分配金引き下げの理由や今後の見通しなどについて、Q&A形式でご報告いたします。

#### 分配実績(1万口当たり、税引前)

当ファンドは、継続的な分配を目指しています。当期の分配金(1万口当たり、税引前)は、足元の基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、前期の200円から130円に引き下げることにいたしました。

決算	-	2016/4/12	2016/5/12	2016/6/13	設定来累計 (6月13日まで)
	第1~54期	第55期	第56期	第57期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	10,750円 (107.5%)	200円 (2.2%)	200円 (2.3%)	130円 (1.5%)	11,280円 (112.8%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	116.1%	-2.6%	1.9%	-0.1%	114.4%

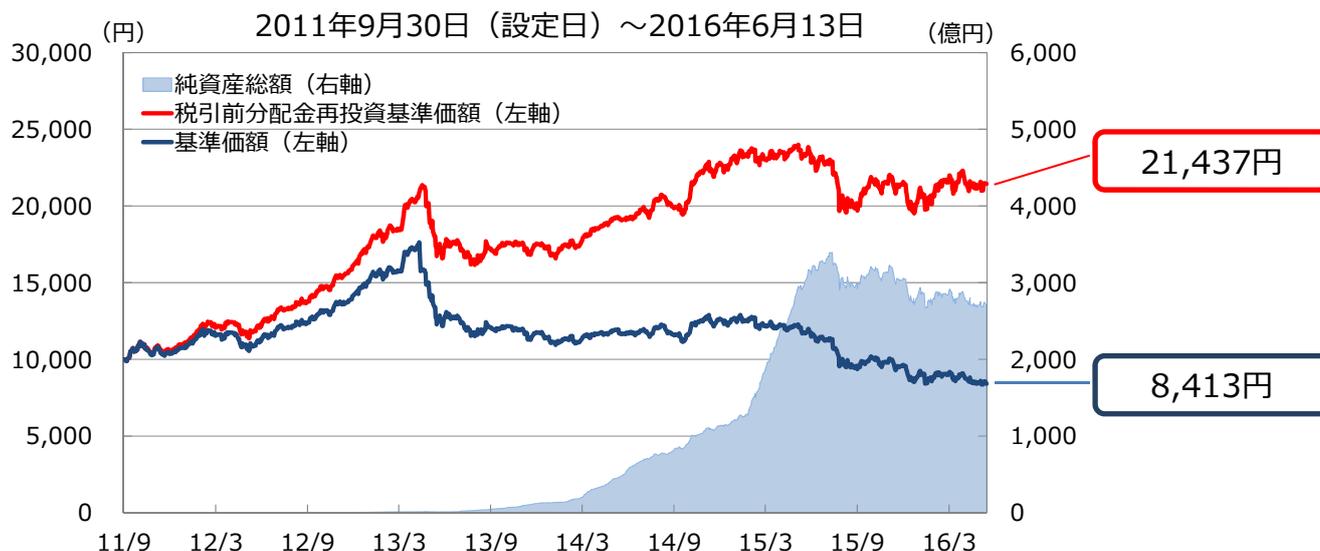
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1~54期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(税引前)の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

#### 分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

#### 基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。(年/月)

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

## Q1 なぜ、分配金を引き下げたのですか。

### A1 基準価額が下落傾向で推移したこと等を勘案した結果、継続的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにいたしました。

- 当ファンドは、継続的な分配を目指しており、2014年10月14日の第37期決算以降、毎月200円の分配を継続してきました。一方で、足元の当ファンドの基準価額は下落傾向で推移しています。
- この背景としては、米国の利上げ懸念、中国の景気減速等からアジア・オセアニア地域の株式および為替相場が大きく下落したことや、投資家のリスク回避姿勢の強まりにより円高が進行したことが基準価額の下落要因となっています。
- このような市況動向や基準価額水準等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにいたしました。

#### <基準価額と分配金の推移>

(2011年9月30日～2016年6月13日)



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。分配実績は1万口当たり、税引前。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

## Q2 最近の基準価額の下落要因を教えてください。

### A2 年初からの基準価額の下落の主な要因は、①対円でのアジア・オセアニア通貨の下落（円高）による為替要因と②分配金のお支払いによるものです。

- 2016年1月～2016年5月の期間における当ファンドの基準価額の変動要因をみると、お支払いした分配金は合計額で1,000円（税引前、1万口当たり）となります。
- また、リートのキャピタルおよびインカムが合計で669円とプラスに寄与したものの、為替が748円のマイナス寄与となりました。
- 為替については、世界景気の先行き不透明感や資源価格の下落などを背景に、投資家のリスク回避姿勢が強まったことなどから、新興国や資源国、アジア・オセアニア通貨が下落したことが影響しました。
- 結果として、分配金やその他の要因を含めた当該期間の基準価額は1,144円の下落となりました。

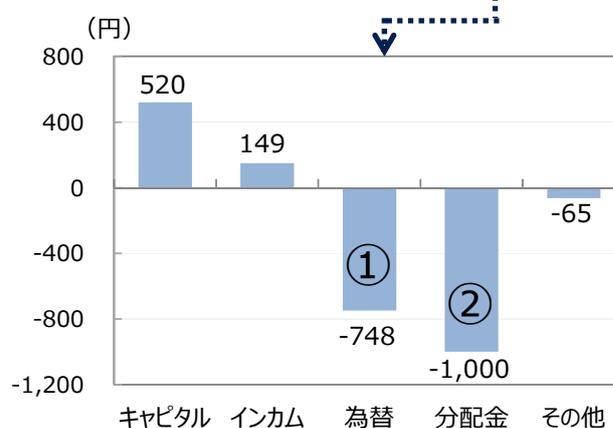
(注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 右記数値は、簡便法により右記期間の基準価額の変動額を主な要因に分解したもので概算値です。各項目の合計は、四捨五入の関係で基準価額の変動額と一致しないことがあります。

#### <年初からの当ファンドの基準価額の変動要因>

(2015年12月30日～2016年5月31日)

	基準価額
2015年12月30日	9,635円
2016年5月31日	8,491円
変動額	▲1,144円



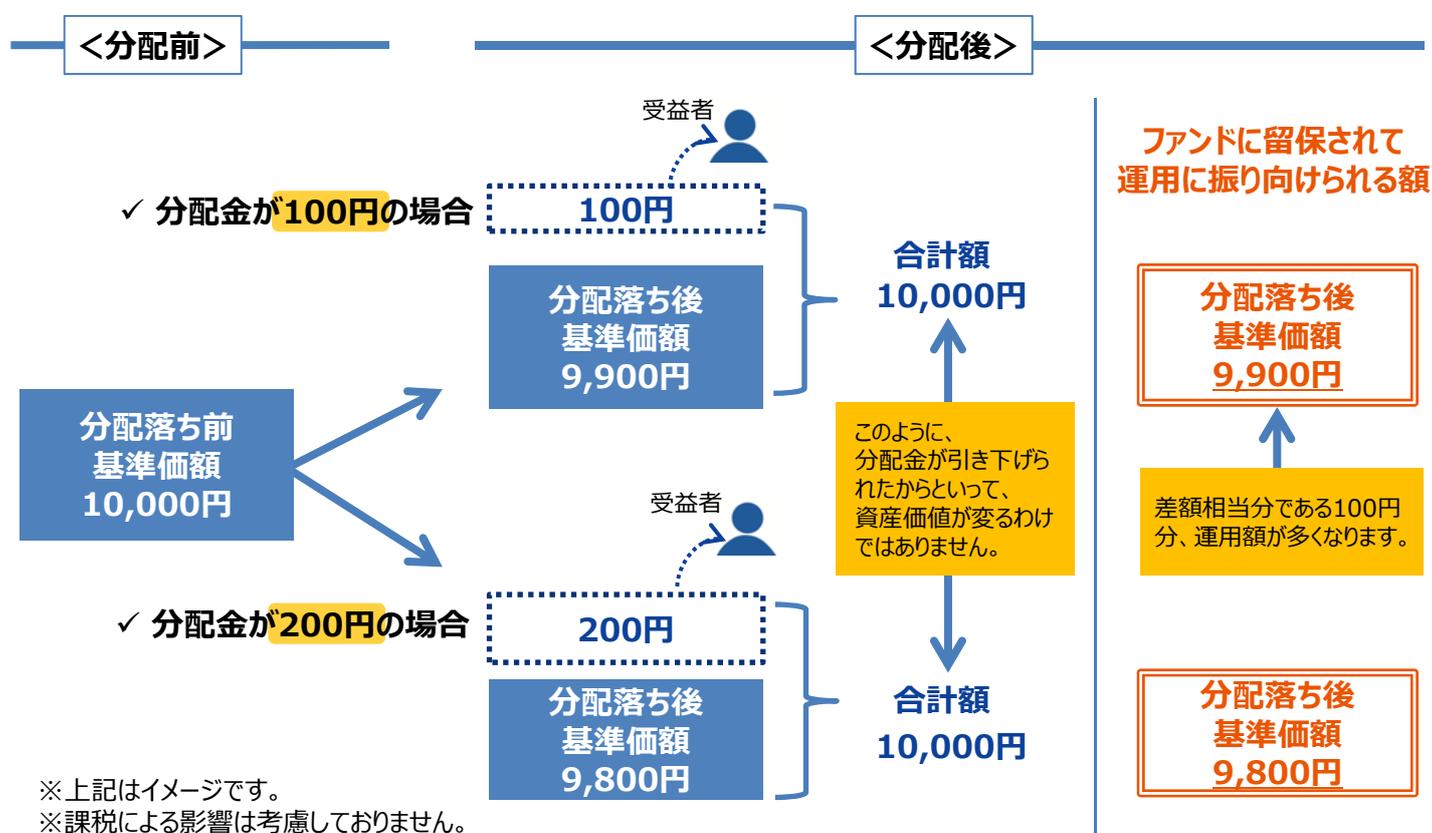
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

### Q3 分配金が引き下がることで基準価額にどのような影響がありますか。

#### A3 分配落ち後の基準価額が異なります。ただし、分配金の引き下げは受益者の皆様にとって資産価値が変わるものではありません。

- 投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。したがって、引き下げられた分配金相当額はファンドの純資産に留保され、その分の基準価額は下がらずに、運用されます。
- 例えば、分配金を200円から100円に引き下げた場合、その差額100円相当分は、ファンドに留保されます。そのため、分配落ち後の基準価額は、分配金が200円の場合に比べて、100円相当分高くなります。つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者様の資産価値が変わるものではありません。

#### <分配金引き下げの基準価額のイメージ>



### Q4 今後も分配金を変更する可能性はありますか。

#### A4 基準価額水準や市況動向等を勘案し、見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

- 継続的な分配を行うことを目指し、今回、分配金（1万口当たり、税引前）を前期までの200円から130円に引き下げることをいたしました。
- 今後も、継続的な分配を目指すことは変わらないため、基準価額水準や市況動向等によって見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

## Q5 為替市場の見通しについて教えてください。

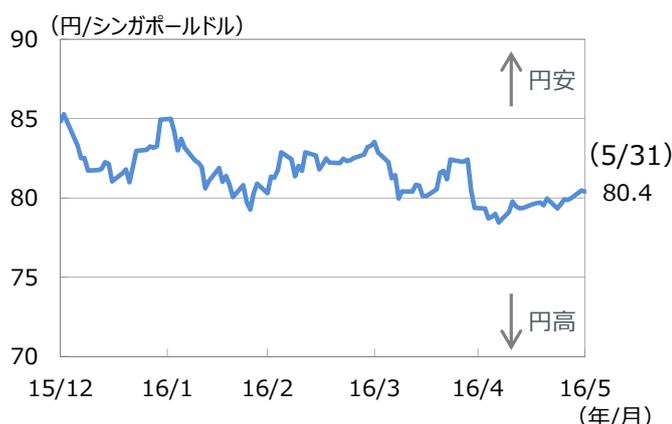
### A5 年明け以降、円高が進行したものの、円高・米ドル安の一服感などからアジア・オセアニア通貨は底堅い展開になると期待されます。

- 為替市場では、年明け以降、対米ドルだけでなく、幅広い通貨に対して円が上昇する展開となりました。世界の金融市場で投資家のリスク回避姿勢の動きが強まったことに加え、米国金利の先高感が後退したことなども円高米ドル安に拍車をかけました。しかし、その後2月の原油価格の底打ち等をきっかけに、金融市場が落ち着きを取り戻したことから、相対的に金利の高い通貨であるオーストラリアドルやシンガポールドルは円に対して上昇する場面もありました。
- 今後の懸念材料は、米国の再利上げによる中国など新興国経済への影響や利上げ後の米国経済への影響です。ただし、原油価格の落ち着きや、米国の利上げが緩やかになると想定されることもあり、中国や新興国経済に対する過度な悲観論が修正されることが予想されることは安心材料です。また、今年5月に開催されたG7主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）において、各国による経済政策の対応強化や、為替レートの過度な変動や無秩序な動きが経済・金融の安定に悪影響を与えるといった、為替安定の重要性が確認されたことなどはアジア・オセアニア通貨を下支えすると期待されます。
- 中長期的には日米金利差拡大等を背景に、再び円安米ドル高基調になることが想定され、比較的米ドルと連動性が高いアジア・オセアニア通貨も中長期的に堅調な展開になると期待されます。

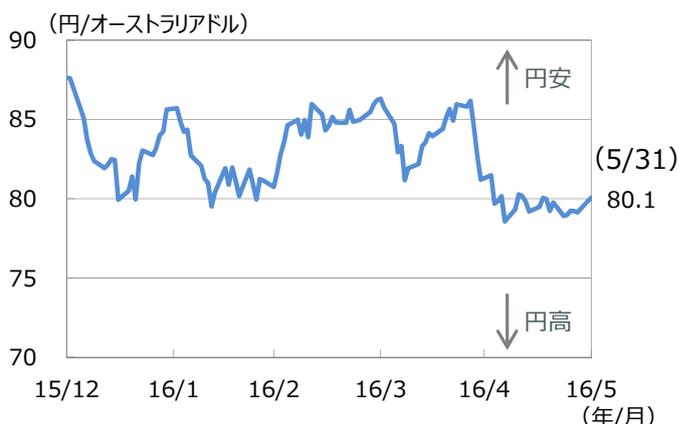
#### <為替（対円）の推移>

(2015年12月末～2016年5月31日)

##### <シンガポールドル>



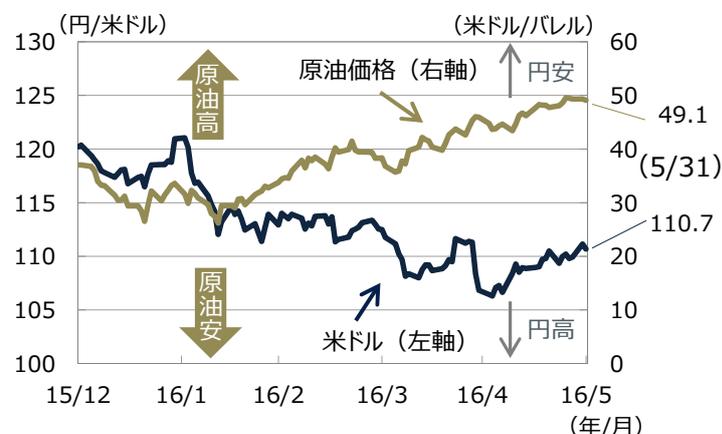
##### <オーストラリアドル>



##### <香港ドル>



##### (ご参考) <米ドルとWTI原油価格の推移>



(注) WTI原油価格はニューヨーク・マーカンタイル取引所で取引される原油の先物価格。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

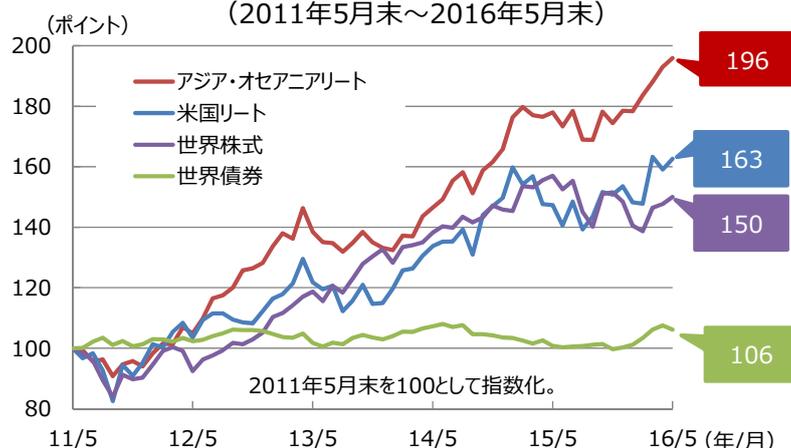
## Q6 アジア・オセアニアリート市場の動きを教えてください。

### A6 相対的に高い利回りを背景に、アジア・オセアニアリート市場は、直近5年間では安定感のある良好なパフォーマンスとなっています。

- 市場の変動性が大きくなる中、過去5年のアジア・オセアニアのリート市場は、他市場と比較して市場変動の影響は限定的なものとなっています。また、リートは、株式などの資産と比較してもリスク対比で高いリターンを上げています。
- アジアの高い経済成長を背景とした、アジア・オセアニアのリーートの事業環境は総じて良好である他、相対的な利回りの高さなどもアジア・オセアニアリート市場の支えになっていると考えられます。

#### <各資産（現地通貨ベース）のパフォーマンス>

（2011年5月末～2016年5月末）



#### <過去5年のリスク・リターン>

（2011年5月末～2016年5月末）

	年率リターン (%)	年率リスク (%)	特性値*	2016年5月末時点 配当利回り (%)
アジア・オセアニアリート	14.4	10.7	1.3	5.0
米国リート	10.2	16.3	0.6	3.8
世界株式	8.4	11.6	0.7	2.7
世界債券	1.2	4.2	0.3	1.4

\*特性値は、リターンをリスクで割ったものであり、一般に特性値が高いほど、運用資産としての魅力が高いと言われています。

（注1）リート指数のデータは、S&P先進国REIT指数の各国・地域リート指数（配当込み、現地通貨ベース）、世界株式はMSCI AC World（配当込み、現地通貨ベース）、世界債券はバークレイズ・グローバル総合インデックス（米ドルベース）を使用。

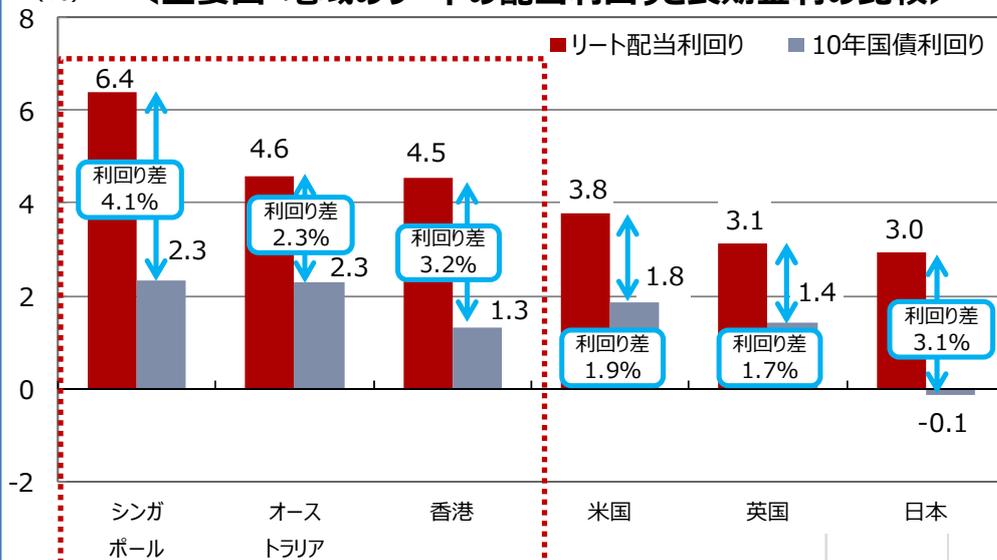
（注2）右図のリターンは月次騰落率、リスクは月次騰落率の標準偏差をそれぞれ年率換算して算出。世界債券の配当利回りは最終利回りを使用。

（出所）バークレイズ、FactSet、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

## アジア・オセアニアリーートの魅力は、“相対的な配当利回りの高さ”にあります。

- アジア・オセアニアリーートの配当利回りは、他の先進国と比較して高い水準にあります。

#### <主要国・地域のリーートの配当利回りと長期金利の比較>



（注1）データは2016年5月末現在。

（注2）「リーートの配当利回り」はS&P先進国REIT指数の各国・地域指数の配当利回り。

（注3）四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

（出所）FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

## Q7 アジア・オセアニアリート市場の見通しについて教えてください。

### A7 アジア・オセアニアリート市場は、中長期的に有望な成長市場と考えられます。足元では中国景気減速の影響を受けつつも、相対的に高い配当利回りへのニーズから、今後も底堅い展開が予想されます。

#### ▶ アジア・オセアニア経済は今後も高い成長が見込まれており、今後も有望な成長市場と考えられます。

- 2016年4月、IMF（世界通貨基金）が発表した世界経済見通しによると、世界の成長率予測を16年3.2%、17年3.5%と2016年1月と比較して下方修正しました。主要先進国の成長率が下方修正される中で、**アジアは高い成長率を維持しています。**
- アジア地域の魅力は、労働力の中核をなす**生産年齢人口の豊富さ**と、中間所得層の拡大による「**経済全体の大きな発展**」です。
- 不動産市場は基本的にはマクロ経済とリンクするため、アジアリート市場およびその経済的波及効果が期待されるオセアニアリート市場は経済全体の発展に伴い、**中長期的に成長していくことが期待されます。**

#### ＜IMFの世界経済見通し（2016年4月予想）＞ （前年比：%）

	2016年 成長率	修正幅	2017年 成長率	修正幅
<b>世界全体</b>	3.2	-0.2	3.5	-0.1
<b>先進国・地域</b>	1.9	-0.2	2.0	-0.1
日本	0.5	-0.5	-0.1	-0.4
米国	2.4	-0.2	2.5	-0.1
<b>ユーロ圏</b>	1.5	-0.2	1.6	-0.1
ドイツ	1.5	-0.2	1.6	-0.1
<b>新興国・地域</b>	4.1	-0.2	4.6	-0.1
中国	<b>6.5</b>	<b>0.2</b>	<b>6.2</b>	<b>0.2</b>
<b>ASEAN</b> (注1)	<b>4.8</b>	<b>0.0</b>	<b>5.1</b>	<b>0.0</b>
<b>インド</b> (注2)	<b>7.5</b>	<b>0.0</b>	<b>7.5</b>	<b>0.0</b>
ブラジル	-3.8	-0.3	0.0	0.0
ロシア	-1.8	-0.8	0.8	-0.2

(注1) インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムの5カ国。

(注2) 会計年度ベース。成長率は市場価格ベース。

(出所) IMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

#### ▶ アジア・オセアニアリートの魅力は、市場の底堅さと相対的に高い配当利回りです。

- アジア・オセアニアリート市場の底堅い推移の背景には、リートの配当利回りの高さが挙げられます。利回りに着目した投資家からの買いがリート価格を下支えする「**リート価格の下方硬直性**」が機能している状況にあります。
- 足元では、アジア・オセアニアリート市場は、引き続き欧米の金融政策や中国の景気減速などが各国のマクロ経済動向に影響を与えるなかで、賃料収入を源泉とするリート業績の安定性に対する信頼感が高く、利回りも高水準にあることから、今後も**ディフェンシブ性を発揮**するとみています。

### 【アジア・オセアニアリート市場見通し】

アジア・オセアニアリート市場は、マクロ経済全般や金融政策の方向性がその後の配当成長に影響を与えますが、安定した業績と利回り面での魅力は継続するとみています。

**＜シンガポールリート＞** 米国の利上げを意識して軟調に推移していますが、世界的な成長鈍化と低インフレにおいて長期金利の上昇幅は限定的とみており、6月のFOMC（米連邦公開市場委員会）後には、配当利回りに注目が集まる局面も出てくると予想します。国内要因での配当成長鈍化は懸念材料ですが、豪州などの海外物件の取得が新たな成長戦略になりつつあります。様々な国・地域の不動産物件で構成されるシンガポールリートの多様性は注目に値すると考えています。

**＜香港リート＞** 引き続き米国と中国の政策や景気に左右される状況が続きますが、シンガポール同様に国内経済が停滞しているなかで相対的なディフェンシブ性を保つと予想します。保有第1位のリンク・リートの決算発表が6月8日にあり、2016年3月期の年間一口当たり分配金が前年比+12.8%を達成しました。20%を上回る賃料上昇率が収益のドライバーであり、特に昨年取得した中国北京の物件は約38%という高い賃料上昇率を実現しました。日用品販売のテナントが主体の堅実なビジネスに外部成長効果が加わり、同リートの競争優位性が揺るぎないことを明確に証明した好決算と判断しています。

**＜オーストラリアリート＞** 金融緩和政策等が景気回復に波及する効果が強いと期待されることから堅調な推移を予想します。5月3日のRBA（オーストラリア準備銀行）の利下げを受けて5月の消費者信頼感指数は103.2（前月比8.5%上昇）と急回復しました。伸び率が鈍化していた都市部の住宅価格は足元で回復基調にある一方、過熱感が指摘されていた投資用不動産市場は政府の規制効果で落ち着いた動きになるなど、適切な政策対応を受けて企業や個人のマインド向上を通じてオーストラリアリートの業績にも寄与するとみています。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄の推奨を目的とするものではありません。

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

## 収益分配金に関する留意事項

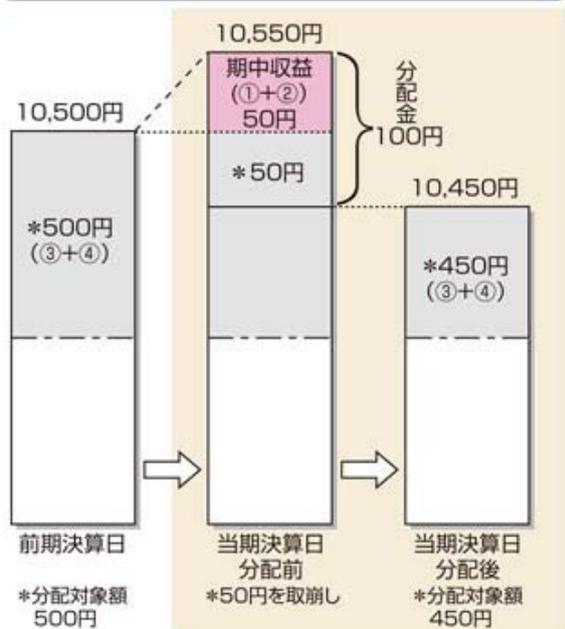
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



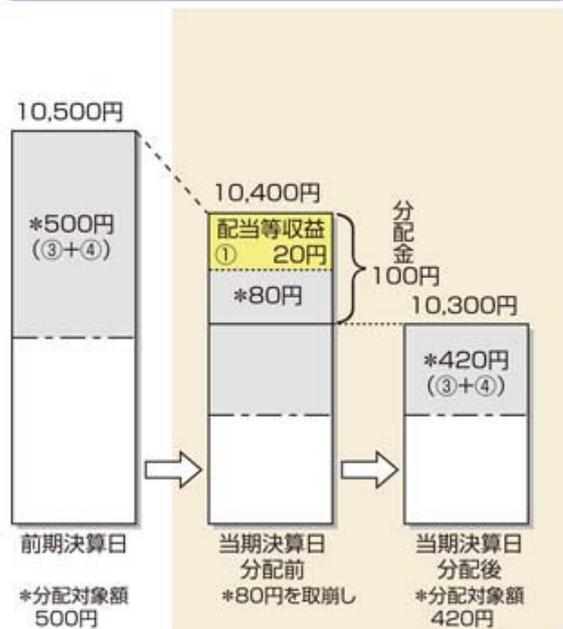
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

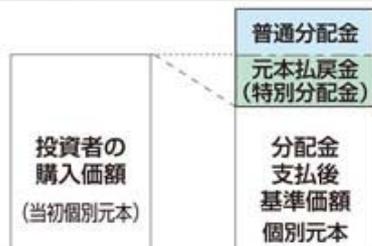


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

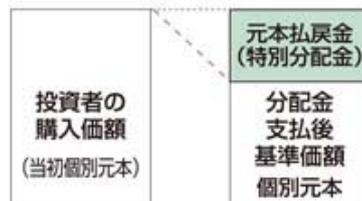
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## 【ファンドの目的・特色】

### ＜ファンドの目的＞

投資信託への投資を通じて、主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### ＜ファンドの特色＞

- 1 主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
  - ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
  - \* ファンド・オブ・ファンズにおいては、不動産投資信託等の有価証券に直接投資するのではなく、他の投資信託を組み入れることにより運用を行います。
- 2 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
  - 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
  - 分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 【投資リスク】

### ＜基準価額の変動要因＞

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の不動産投資信託を投資対象としており、その価格は、保有する不動産投資信託の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

### 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 為替変動リスク

投資対象である外国投資信託において外貨建資産を組み入れますので、当該組入資産通貨の為替変動の影響を受けます。外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資対象である外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。為替相場が組入資産通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

### 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ＜その他の留意点＞

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## ■お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	シンガポール、香港、オーストラリアの取引所の休業日ならびにシンガポール、香港、メルボルン、ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2011年9月30日から2025年9月12日まで
繰上償還	委託会社は、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなったときは、繰上償還します。 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## ■ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

### ①投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.78%（税抜き3.5%）を上限</b> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時：1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じた額

### ②投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に <b>年1.1124%（税抜き1.03%）</b> の率を乗じた額 ※投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、 <b>年1.8124%（税抜き1.73%）程度</b> となります。
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## ■委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

## 販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○			○
イチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○			
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
S M B Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第40号	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○			○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第1号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○			
頭川証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第8号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第134号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○			
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○			○
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第14号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○			○
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○			○
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第44号	○			
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第37号	○			○
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○			
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第14号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○			○
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○			
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○			
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○			

備考欄について

※1：「野村ネット&amp;コール」でのお取扱いとなります。

**【重要な注意事項】**

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。